

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示（令和3年中部地方整備局告示第12号）があったので、同法第66条の規定により事業の施行について、次のとおり公告する。

令和3年2月16日

静岡県知事 川勝平太

- 1 都市計画事業の種類及び名称
東駿河湾広域都市計画道路事業 3・4・26号 金岡浮島線
- 2 施行者の名称
静岡県
- 3 事務所の所在地
静岡市葵区追手町9番6号
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし